

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 小学生から高校生相当年齢までのこどもの医療費について、通院1回当たり200円の自己負担金を控除した額を助成しているところであるが、当該自己負担金を撤廃して保険診療における医療費の完全無償化を実施するため、条例の一部を改正するものである。

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

国立市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年9月国立市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする」を「こどもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によってこどもに係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成す

る」に改め、同項各号を削る。

別表を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和８年１０月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市こどもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。